



第232号

発行 埼玉県神社庁
さいたま市大宮区高鼻町1-447-1
電話048(643)3542

編集 庁報室

印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ

目次

古代の大嘗宮と大嘗祭 ―祭場の構造と祭式から考える祭祀の本質―……………	2
第六十五回伊勢神宮新穀感謝祭参列について……………	7
祈年祭・神殿鎮座記念祭……………	8
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 神社庁の対応について……………	9
庁務日誌抄……………	11
神社実務研修会 「キャッシュレス時代における 神社のこれからを考える」を終えて……………	12



高麗神社のヒガンザクラ

古代の大嘗宮と大嘗祭

―祭場の構造と祭式から考える祭祀の本質―

笹生 衛

一、はじめに

天皇が即位の後に、最初に行われる新嘗祭が「踐祚大嘗祭」(以後、大嘗祭)である。大嘗祭について、民俗学者の折口信夫は、昭和の大嘗祭に際して発表した論文「大嘗祭の本義」で、「真床覆衾の秘儀」が行われ、天皇が「天皇霊」を受け継ぐ祭祀である、との説を示した。この説は、民俗学のみならず歴史学、考古学などへも大きな影響を与えたこととなった。しかし、平成の大嘗祭に際して、神道史学者の岡田莊司氏は、平安時代の古記録を丹念に読み解いて、大嘗祭における「真床覆衾の秘儀」説を否定した。

これに加え、大嘗祭の研究では、『訓読註釈儀式 踐祚大嘗祭儀』(皇學館大学神道研究所編、平成二十四年刊)が上梓され、古代の大嘗祭の祭式についての理解が深まった。また、奈良県の平城宮の発掘調査では奈良時代の六代天皇の大嘗宮遺構(跡)が特定され、奈良時代の大嘗宮の実態があきらかとなった。

そこで、ここでは、古代の祭式と祭祀の場、大嘗宮に焦点をあて、大嘗祭の本質とは何かについて考えてみたい。

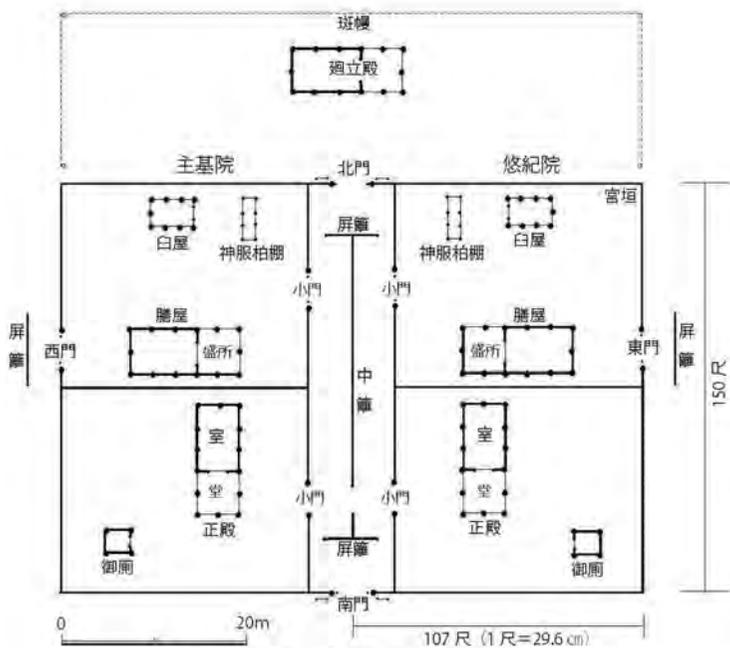
二、『儀式』の大嘗宮

大嘗宮の規定 古代の大嘗祭の最も古く詳細な

記録が、平安時代、貞観年間(西暦八七二年～八七七年頃)にまとめられた儀式書『儀式』である。まず、これを参考に大嘗祭の舞台である大嘗宮の規模と構造を確認しておこう(第1図)。

大嘗宮は、大嘗祭の七日前に着工し五日間で完成させることとされ、祭祀が終われば直ちに撤去された。平安時代では、平安宮の中核となる朝堂院、その広大な朝廷に建てられた。『儀式』では、天皇が出御される朝堂院の中心建物「大極殿」の南、朝堂院の第二堂(北から二番目の建物)の間の朝廷とする。

規模・構造 大嘗宮の外側は、柴垣の「宮垣」で区画・遮蔽された。その範囲は東西二二丈四尺(二二四尺。一尺＝二九・六センチ換算で六三・四四メートル)、南北は一五丈(一五〇



第1図 『儀式』の大嘗宮見取り図
(『訓読註釈 儀式 踐祚大嘗祭儀』(2012)をもとに作成)

尺。四四・四メートル)となる。宮垣は幾重にも柴を埋め込み厳重に作られ、東西南北の各辺には門(各々高さ九尺、一・六六四メートル)を設ける。宮垣の中は、中央に南北方向の中籬を建て東西に分割し、東側を「悠紀院」、西側を「主基院」とする。大嘗宮の宮垣と内側の建物は、大嘗祭に先立つ卜定(亀甲を焼き神意を判定する)で決定した悠紀院と主基院が担当して造営した。

悠紀院と主基院の中には、さらに東西方向の中垣を設け、南北に区画された。南の区画の中央には、天皇が大嘗祭を行われる正殿を建てる。正殿は棟を南北方向(南北棟)とし、棟方向の柱間(桁行)は五間(長さ四丈四〇尺)、梁方向の柱間(梁間)は二間(幅、一丈六尺)、屋根には千木と八本の鯉木をのせる。内部は北側三間と南二間の二部屋とし、北の三間を「室」(内陣)、南の二間を「堂」(外陣)とする。建物の壁は草を芯とし、表には伊勢の斑蓆(まじら)裏には小町蓆を使う。このうち内陣は天皇が祭祀を行う場、南の外陣は介添え役の采女などの控えの間として使用される。

悠紀院では、この正殿の南東(主基院では南西)に御厠を建てる。規模は東西一間(一丈)、南北一間(八尺)。壁は表に伊勢の斑蓆、裏に小町蓆を使用する。これは、御厠が正殿と関係する重要な建物として扱われていたことを示唆する。

各院の北側の区画には、南に膳屋、北に白屋を建てる。膳屋は、神饌を調理・準備する建物である。東西棟で建て、正殿と同規模の五間×二間。内部は二部屋に分け、西側の部屋は神饌

を盛る所とする。白屋も東西棟で建て、三間(一丈六尺)×一間(一丈)の規模、神饌で重要な米を搗く建物である。悠紀院なら膳屋・白屋の西(主基院なら東)に南北方向で神服の柏棚を設ける。長さ一丈五尺、幅五尺、高さ四尺で、四本柱で支える。盛った神饌を仮置きしたのだろう。

宮垣の外、大嘗宮の北側に接して東西棟で建てられるのが廻立殿である。桁行五間(四丈)、梁間二間(一丈六尺)、正殿と同規模である。ただし、この造営は、宮中の木工関係の役所、木工寮が担当する。廻立殿は、大嘗宮・宮垣の外にあり、祭祀の中核とは一線を画した建物とすべきであり、その性格は、あくまでも天皇の控えと潔斎の施設である。

三、大嘗祭の祭式

大嘗宮での準備 この大嘗宮で、古代の大嘗祭は、どのように行われたのか。『儀式』に関連する記録を加えてみてみよう。大嘗祭の当日、旧暦十一月の第二の卯の日になると、まず、巳の刻(午前十時頃)、悠紀・主基の両国から運ばれた神饌用の稲、それで醸造した神酒、その他の食材や調理具・容器などが、平安京の北、北野の斎場から大嘗宮の膳屋へと運び込まれる。その後、門を閉ざして膳屋と白屋で造酒童女が中心となって神饌の調理・準備を行う。ここで重要なのは、大嘗宮の中で、さらに区画遮蔽された膳屋・白屋において神饌は特別に調理・準備される点である。これは、大嘗祭における神饌が極めて大きな意味を持つ、特別な存在として認識されていたことを示す。

そして、酉の刻(午後五時頃)、大嘗宮の正殿内に燈が灯されると、正殿の内陣の中央に神座(寢座)の御帖と坂枕を設置し、打扨布を置く。また、寢座の上には繪服(絹織物)と籠服(麻織物)を供える。一方、大嘗宮の南北門に、石上氏と榎井氏の各二人が、氏族毎に二十人の内物部を率いて、各々神楯二、戟四竿を立てる。これは、大嘗宮内の清浄性と神聖性を厳重に確保することを象徴する。

夜が更け亥の一刻(午後九時頃)になると、正殿で神饌が供えられる。はじめに、膳屋の区画から、正殿の外陣へ神饌を運び入れる。これを「神饌行立」という。これに合わせて、天皇は廻立殿から大嘗宮の正殿へと入られる。

正殿での祭式 天皇は正殿で、どのように大嘗祭を行われたのか。この点については、平安時代後期から鎌倉時代にかけて複数の記録が残る。詳細を知ることができる。ここで参考とする記録は、以下のとおりである。

『天仁大嘗会記』(『江記』逸文、天仁元年(二〇八)鳥羽天皇天嘗祭。『大嘗会卯日御記』(藤原忠通の記録、保安四年(一一二三)崇徳天皇大嘗祭)、『後鳥羽院宸記』(建暦二年(一一二二)十月二十一日条)、『健保大祀神饌記』(建暦二年、順徳天皇大嘗祭)。

これらの史料によると、正殿の内陣中央の神座(寢座)の東には、御座(天皇の座)と短帖を置き、御座は東(巽東南方向)に向き、短帖(第二の神座)は西(西北)を向いて対面するように設置される。この形は、新嘗祭と同じ祭式の神今食(六月・十二月に宮中の神嘉殿で実施)に関する史料、『新儀式』(『清涼御記』逸

文「神今食次第」安和二年(九六八)頃成立)や「延喜式」掃部寮、神今食の規定」で確認でき、正殿の内陣での御座と短帖の配置は、十世紀まで遡ると考えられる。さらに、祭祀の場となる正殿の規模・構造も基本的には「儀式」と一致するので、その配置は、「儀式」の九世紀後半まで遡らせてよいだろう。

天皇の供饌 十二世紀前半の『大嘗会卯日御記』、十三世紀前半の『後鳥羽院宸記』『健保大祀神饌記』が記す、正殿内における天皇の作法・所作は、細部に違いはあるものの大枠では一致している。まず、天皇は正殿の外陣に入られ、神饌を正殿の外陣へ運び入れる「神饌行立」の警蹕の声を聴かれると、正殿の内陣へと入られる。この時、介添え役の陪膳の采女と後取の采女だけが内陣に入る。天皇は内陣の中央の神座(寢座)の西から北側を通り、東側の御座に東面して着座。御手水を行った後に、采女は西面する短帖(第二の神座)の脇(西南脇)に接して、神饌を供える「神食薦」を敷き、御座の前に「御食薦」を敷く。

続いて、後取の采女が窪手(柏の葉で作った箱状の容器)等に入れた神饌を、外陣から運び込む。これを陪膳の采女が受け、御食薦の上に並べていく。天皇は、並べられた神饌を箸で平手(柏の葉で作った小皿)に取り分け、陪膳の采女に手渡され、采女は神食薦に並べ重ねて供える。神饌を供える順は、次のとおりである。
米飯・粟飯→生魚四種(甘塩鯛・鮓鱈・雑魚膳・醬鮓)→干魚四種(蒸鯉・干鯛・堅魚・干鱈)→汁に浸した海藻と鯨→干棗・栗・干柿など四種の菓子。

菓子を供えた後に、天皇は柏の葉「本柏」に入れた白酒・黒酒を供えた神饌の上に注がれ、最後に陪膳の采女が米粥・粟粥を神食薦に供えて神への供饌は終了する。

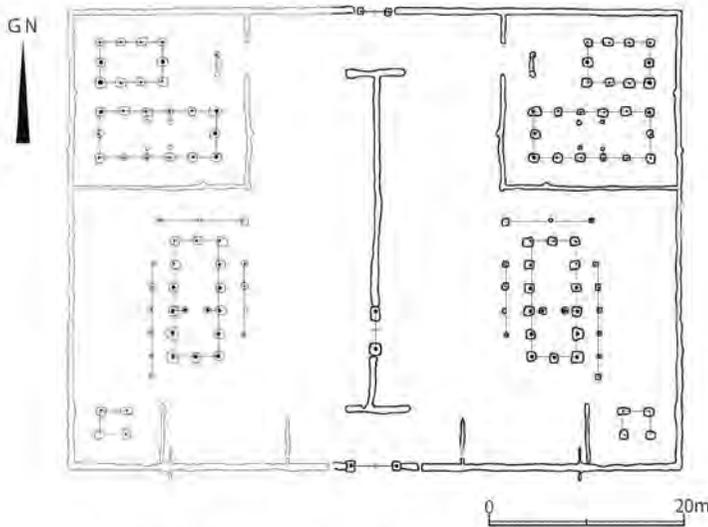
この後、御座の天皇は、東(巽)東南、短帖と伊勢の方向)に向き称唯・低頭して拍手され、御飯と御酒を召し上げる。称唯・低頭・拍手の所作から、ここは天皇が神の指示を受け共に御飯と御酒を食する「直会」に当たると考えられる。以上で悠紀院の正殿での祭祀は終わり、供えた神饌は亥の四刻(午後十一時頃)には撤下される。この後、天皇は、一度、廻立殿に戻り潔斎し祭服を改められ、寅の一刻(午前三時頃)、主基院の正殿へ赴き、同じ作法で供饌と共食(直会)を行われる。

祭神と神座(寢座)・装束 では、ここで祀られるのは、いずれの神だろうか。『後鳥羽院宸記』には、供饌に伴って天皇が申し述べる「申詞」が残されている。その冒頭には「伊勢の五十鈴の河上に坐す天照大神」とあり、国内の平安と人々の救済が祈られている。このため、大嘗祭の主祭神は皇祖神「伊勢に坐す天照大神」と考えてよいだろう。これは、正殿の内陣で、天皇が東(東南)平安京から見て伊勢の方向)を向き着座され、供饌と称唯・拍手・共食される作法に対応する。つまり、天皇は伊勢の方向を向き皇祖神の天照大神に供饌を行い、大神の指示を受けて共食(直会)をされていたことになる。これは、正殿と御座の間に伊勢の斑席を使用することとも関連する。大嘗祭の儀式と大嘗宮の建物構造は、ともに伊勢・神宮との間に密接な関係が認められるのである。

ここで、一つ注意しなければならないのは、九世紀の「儀式」から十三世紀の『後鳥羽院宸記』『健保大祀神饌記』までの記録を見ても、悠紀・主基院の供饌の祭祀で、伊勢と大嘗宮、悠紀院と主基院の間を神が移動すること示す天皇の作法・所作は一切確認できない点である。このことから大嘗祭の本質は、天皇が神宮の皇祖神へと神饌を供えることにあると考えてよいだろう。

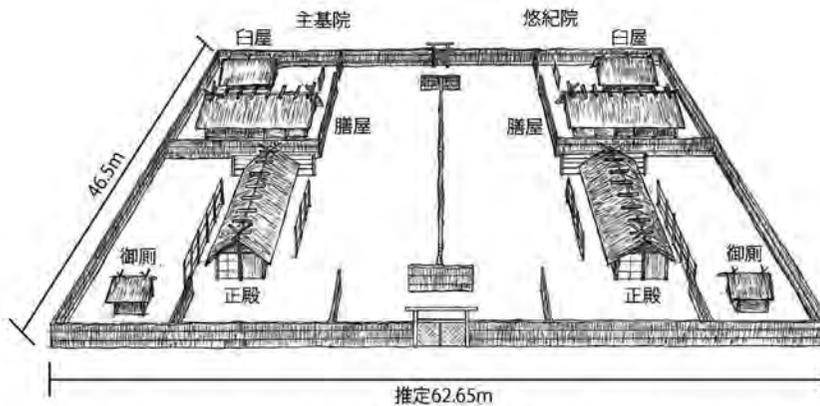
このように大嘗祭と神宮祭祀との密接な関係を考えると、大嘗宮の正殿内陣の中央に設置する神座(寢座)などの性格も推測できる。延暦二十三年(八〇四)に成立した神宮の記録『皇太神宮儀式帳』では、遷宮に伴う装束用物として、各種の布帛類、帛・錦の御被、御衣・御裳・帯、御沓、御襪、御櫛、錦の枕二基といった神の御料をあげ、そこには大嘗祭の寢座・坂枕・打払布と類似する品々が含まれる。これらは、神嘗祭当日の亥の時に「正殿の内の四角に燈油燃て御装束具、進り」とあり、大嘗祭の寢座などとほぼ同じ手順で神宮の正殿内へ供えられている。つまり、大嘗祭正殿の寢座・坂枕・打払布は、神宮の装束類と同じ性格、神の御料として神祭の場に用意された品々と考えることができるだろう。

大嘗祭の本質 『儀式』の大嘗祭の祭式や大嘗宮の構造は、平安時代後期から鎌倉時代に残された大嘗祭の記録と整合するため、そこで行われた祭祀の祭式と祭祀の内容・性格も「儀式」の時代に遡ると考えられ、その祭祀の本質は、次の三つの特徴にまとめることができるだろう。



平城宮東区朝堂院A期(淳仁天皇)大嘗宮遺構図

『奈良国立文化財研究所年報』(1986)の遺構図にもとづき、西側区画は東側区画を反転し推定して作成



平城宮東区朝堂院A期(淳仁天皇大嘗祭)大嘗宮復元推定図

『奈良国立文化財研究所年報』(1986)の遺構図と『儀式』の内容を参考に、笹生衛が作図

第2図 淳仁天皇の大嘗宮遺構と推定復元図

(一) 宮垣で区画・遮蔽し清浄性を確保した空間、大嘗宮を舞台として、(二) 特別に神饌を調理・準備し、(三) 天皇が伊勢の皇祖神へと供饌を行い国内の平安を祈り共食される祭祀。

ここでは、宮垣で厳格に区画遮蔽した上に、

亥・寅の刻の供饌で悠紀院・主基院と場所・建物全てを替え、その度に天皇は潔斎し祭服を改めるという、徹底した清浄性の確保が図られている。この背景には、『記紀』で崇神天皇が同床共殿を続けられなかった皇祖神の強い霊威が考えられ、それは穢れなどの不都合があれば崇

災害につながる可能性を持っていたからである。

四、平城宮跡の大嘗宮遺構

発掘された大嘗宮遺構『儀式』の大嘗宮と大嘗祭の内容は、いつ頃まで遡るのか。この間に答えてくれるのが、奈良県の平城宮跡の発掘調査で明らかとなった大嘗宮の遺構である。

平城宮には中央と東側(東区)の二か所に朝堂院があり、東区朝堂院跡では、A・B・C期の三時期と、それに先行する01・02期の二時期の大嘗宮の遺構(跡)が発見されている。また、中央の朝堂院でも大嘗宮の跡を確認している。これらの大嘗宮遺構は、出土した瓦や土器、重復の関係から次のように各天皇の大嘗祭との対応関係が推定されている。

- ・東区朝堂院01期の大嘗宮遺構
 - 〓 元正天皇(霊亀二年(七一六) 斎行の大嘗祭、以下同じ)、02期
 - 〓 聖武天皇(神亀元年(七二四))、A期
 - 〓 淳仁天皇(天平宝字二年(七五八))、B期
 - 〓 光仁天皇(宝亀二年(七七二))、C期
 - 〓 桓武天皇(天応元年(七八一))。
- ・中央区朝堂院の大嘗宮遺構
 - 〓 称徳天皇(天平神護元年(七六五))。

これらの大嘗宮遺構の中で最も良く残されていたのが、東区朝堂院の淳仁天皇の大嘗宮遺構である(第2図)。宮垣・中籬・屏籬として柴垣を埋設した溝跡まで残っていた。そこから判明する宮垣の規模は、南北が四六・五メートル(一尺〇二・九六センチメートルで一五七尺)、東西幅は、発掘調査で明らかとなった悠紀院のみで三一・三二五メートル(一〇六尺)である。また、内部の建物は大型の柱穴が残り、五間×二間の正殿と膳屋、三間×二間の白屋、一間四方の御厨の跡が確認でき、その規模・構造が明らかとなった。

『儀式』との比較 『儀式』の宮垣の規模は、悠紀院で南北一五〇尺、東西一〇七尺、主基院を含めると二一四尺で、八世紀中ごろの淳仁天皇の大嘗宮の宮垣とほぼ一致する。そして、建物の規模・配置もほぼ共通する。また、宮垣の東西門は称徳天皇の大嘗宮で加えられ、光仁天皇と桓武天皇の大嘗宮へと受けつがれた。

では、八世紀前半の元正天皇と聖武天皇の大嘗宮跡はどうか。いずれも淳仁天皇の大嘗宮よりも北にずれて発見されている。元正天皇の大嘗宮は、悠紀院の正殿・膳屋、主基院の膳屋と南北門を確認しており、門の位置により宮垣の南北幅は四〇・五メートル(一三七尺)と推定できる。聖武天皇のものは悠紀院の正殿・膳屋・白屋と南北門を確認し、同様に宮垣の南北幅は三九・八メートル(一三五尺)と推定できる。宮垣の規模は、小規模だが、正殿・膳屋・白屋の規模と配置は、ほぼ淳仁天皇以降と一致し、既に靈龜二年(七一六)に斎行された元正天皇の大嘗祭の時点で、九世紀後半の『儀式』

へと受けつがれる大嘗宮の基本的な構成は成立していたと考えられる。

これに対して、廻立殿の遺構は、時代により区々で明確でない場合もあり、構造が一貫して継承される大嘗宮とは対照的である。『儀式』では、廻立殿は、あくまでも天皇の控えと潔斎の施設として祭祀の中核とは一線を画す性格が窺えた。それは八世紀代においても同様であったと考えられる。

祭祀の場の規模・構造と祭式は対応関係にある。そして、大嘗宮は大嘗祭のためだけの祭祀の場である。したがって、基本的な大嘗宮の構造が八世紀の初頭まで遡るならば、そこで行われた『儀式』や平安・鎌倉時代の記録から復元できる大嘗祭の基本的な祭式も八世紀初頭の元正天皇の大嘗祭まで遡ると考えるべきである。そして、大嘗祭の初見記事は、『日本書紀』天武天皇二年(六七三)で、その後、『続日本紀』で、大嘗祭の記事は元正天皇・聖武天皇まで連続する。このことから大嘗祭の基本的な性格と祭式は、天武天皇の時代まで遡る可能性は高いだろう。

五、まとめ

以上、大嘗宮の規模・構造と大嘗祭の祭式から大嘗祭の本質について考えてきた。その結果は、次の三点にまとめることができる。

(一) 大嘗祭の本質は、区画し遮蔽された特別な空間に建てられた建物群で、神饌を特別に調理・準備し、それを天皇自らが皇祖神へ供えて国内の平安を祈り、共食される。

(二) 『儀式』の大嘗宮の構造・規模は八世紀中

頃の淳仁天皇の時代まで遡り、基本的な構成は八世紀前半の元正天皇・聖武天皇にまで遡る。さらに、七世紀後半の天武天皇の時代まで遡及する可能性は高い。

(三) 七世紀後半から十三世紀頃まで大嘗宮の基本的な構造は維持されていたと考えられ、祭祀の場と祭式とは対応関係にあるため、大嘗祭の基本的な祭式も天武天皇の時代まで遡及する可能性は高い。

大嘗宮と同様、区画・遮蔽された中で神を祀る祭祀の場は、近年の発掘調査により四世紀・五世紀の祭祀遺跡で確認されており、これが「神籬」(神の籬)の実態と考えられる。このような祭祀の場で行われてきた伝統的な「新嘗」を原形として、七世紀後半の天武天皇の時代に大嘗祭は成立したのである。この時代、「倭国」は律令国家「日本国」へ、その統治者「大王」は「天皇」へと変化する時代である。その流れの中で、皇祖神を祀る神宮の整備、『記紀』神話の編纂と関連させながら、整えられた祭祀こそ大嘗祭であったのである。

参考文献

- ・岡田莊司『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、令和元年。
- ・笹生 衛「古代大嘗宮の構造と起源―祭式と考古学資料から考える祭祀の性格―」『神道宗教』第二五四・二五五号、令和元年。

第六十五回伊勢神宮新穀感謝祭参列について

茂木貞佳

伊勢神宮崇敬会が主催する「伊勢神宮新穀感謝祭」は毎年十一月から十二月にかけて開催され、本年第六十五回を数えております。期間中には全国より神職・総代・氏子崇敬者が伊勢の地に集い、五穀をはじめとする食物のめぐみに感謝の祈りを捧げる新穀感謝祭が斎行されていきます。また式典においては、敬神の念篤く農業の発展に功績ある者に対し、農事功労の顕彰も行われております。食物に対する感謝の気持ち

が薄れゆく世情に、大変意義のある行事となっております。

これまで埼玉県全体としての参列は行っておりませんが、神宮大麻増頒布や次期遷宮を見据えた参宮促進運動の取り組みの一つとして、継続的な事業を目指し、本年度より実施することと致しました。今回は新穀感謝祭の意義や行程について理解を深めることを目的として、各支部より正副支部長、総代会長、事務局長等の役職者を対象として参列者を募り、二十七名が参加しました。次年度以降は、支部単位、神社単位にて広く参列勸奨を行える体制を整え、より多くの方に伊勢の神宮へお参りいただくことで、神宮大麻・暦の頒布活動と家庭祭祀

の振興に寄与することを目指しています。

次年度の勸奨を行うにあたり、参列の旅程について少々解説を記したいと存じますが、特徴としては、都道府県単位で決定された参列日の当日だけ、埼玉県関係者全体で行動するという点です。参列当日の主な日程は、【外宮特別参拝】**【内宮特別参拝・御神楽奉納】**【昼食】**【神宮会館大講堂にて式典】**となります。つまり、参列日以外の前後の日程は、団体ごとに自由に組むことができます。出発場所、交通手段、宿泊日数、宿泊場所なども、支部単位や神社単位での参加人数や予算に応じて決めていただくことができますので、より参加しやすい旅程を組むことができるのではないのでしょうか。また参加したいけれども、個人や少人数では不安があるという場合は、神社庁においても参宮団の旅程をお示しする予定です。こちらでの参加を勸奨したいと考えております。継続して取り組むことで、少しずつでも多くの方に伊勢参りを体験していただきたいと思います。

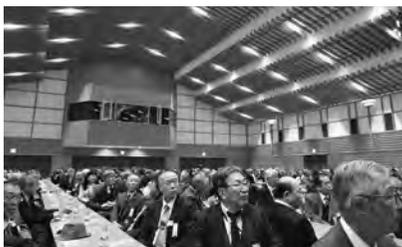
昨年、神宮の参拝者数は九七二万九六一六人であり、統計のある明治二十九年以降、三番目に多いものでした。御代替わりの諸行事や改元

が行われ、皇室と神社の深い関わりについて、国民の関心の高まりを感じます。北白川道久元神宮大宮司（前神社本庁総理）は、お伊勢参りの勸奨を「きて、みて、感じて」と表されました。次の稔りの秋には、新穀感謝祭をきっかけとして、貴重なお伊勢参りを体感してみたいかがでしょうか。

○今回の日程

【一日目】 東京駅集合・出発―名古屋駅着・バス移動―熱田神宮正式参拝―二見興玉神社正式参拝（浜参宮）―宇治山田宿泊

【二日目】 外宮特別参拝―内宮特別参拝・御神楽奉納―式典参列―宇治山田駅発―名古屋駅―東京駅着・解散
(神社庁主事)



埼玉県神社庁祈年祭

祈年祭は二月十八日午後二時より神殿にて斎行されました。比企支部の奉仕にて、松岡崇支部長が斎主を務め、中山高嶺神社庁長、大野光政県総代会長が代表して玉串を奉りて拝礼、参列役職員約二十名が合わせて拝礼し、本年の五穀の豊穰と国家安泰の祈りが捧げられました。祭典終了後は午後三時三十分より役員会が開催されました。

祈年祭次第

- 時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり
- 時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり
- 次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く
- 次に修祓
- 次に斎主一拝
- 次に斎主御扉を開き畢りて側に候す
- 次に祭員神饌を供す
- 次に斎主祝詞を奏す
- 次に斎主玉串を奉りて拝礼
- 次に参列者玉串を奉りて拝礼
- 一、埼玉県神社庁代表 神職列拝
- 一、埼玉県神社氏子総代会代表 総代列拝
- 次に祭員神饌を撤す
- 次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す
- 次に斎主一拝
- 次に直会

- 奉仕員
- | | | | |
|-----|-----------|----|----|
| 斎主 | 萩日吉神社宮司 | 松岡 | 崇 |
| 副斎主 | 日枝神社宮司 | 岡部 | 憲夫 |
| 祭員 | 八宮神社欄宜 | 千島 | 浩 |
| 祭員 | 大雷神社宮司 | 須田 | 秀行 |
| 祭員 | 箭弓稻荷神社権欄宜 | 前原 | 一也 |



埼玉県神社庁神殿鎮座記念祭

神殿鎮座記念祭は三月二十三日午後二時より神殿にて斎行されました。斎主を高麗文康副庁長、副斎主以下祭員は北足立支部が奉仕しました。本年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、参列者は正副庁長、総代会長、協議員会議長及び職員のみとし、中山高嶺神社庁長、大野光政県総代会長が代表して玉串を奉りて拝礼、参列者は列拝し、県内神社及び関係者へのご加護を感謝の祈りが捧げられました。祭典終了後は午後三時より臨時役員会、午後四時より協議員会並びに神政連代議員会が開催されましたが、マスク着用や手指消毒液の設置、会議時間を短縮するなど対応がとられ、神職身分昇級者認定証伝達式は中止、身分昇級者祝賀会は延期となりました。

神殿鎮座記念祭次第

- 時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり
- 時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり
- 次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く
- 次に修祓
- 次に斎主一拝
- 次に斎主御扉を開き畢りて側に候す
- 次に祭員神饌を供す
- 次に斎主祝詞を奏す
- 次に斎主玉串を奉りて拝礼
- 次に参列者玉串を奉りて拝礼
- 一、埼玉県神社庁代表 神職列拝
- 一、埼玉県神社氏子総代会代表 総代列拝
- 次に祭員神饌を撤す
- 次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す
- 次に斎主一拝
- 次に直会

- 奉仕員
- | | | | |
|-----|---------|----|----|
| 斎主 | 高麗神社宮司 | 高麗 | 文康 |
| 副斎主 | 氷川神社宮司 | 土屋 | 一彦 |
| 祭員 | 氷川神社権欄宜 | 橋本 | 真人 |
| 祭員 | 氷川神社欄宜 | 大澤 | 佳広 |
| 祭員 | 氷川神社権欄宜 | 本庄 | 泰孝 |



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 神社庁の対応について

発生及び感染の経緯・日本政府の対応

昨年十二月、中国湖北省武漢市において、原因不明のウイルス性肺炎の感染が広がり始め、一月七日にこの肺炎が新型コロナウイルスによることが判明した。その後も国際的に感染が拡大し、一月十五日には武漢市から帰国した日本人に感染が確認され、その後も一時帰国者や春節期間の中国旅行者の感染確認が相次ぎ、一月二十八日には、渡航歴のない日本人にも感染者が確認された。

一月三十日、WHO（世界保健機関）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、日本政府は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。政府は二月二十六日に全国的なスポーツ、文化イベント等の中止等を要請。二十七日に三月二日からの学校臨時休業要請。さらに三月十四日には改正新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）を施行し、四月七日には、特措法の規程に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発出した。同宣言の実施期間は四月七日から五月六日までとし、実施区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の七都府県とした。さらに、四月十六日、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から「緊急事態宣言」対象地域を全国に拡大した。

埼玉県の対応

四月七日「緊急事態措置」

- 一、外出自粛を要請
 - 二、多数の者が参加するイベント開催についてのお願
 - 三、県立学校への休業要請
 - 四、生活必需品の物資確保についてのお願
- 四月十日「緊急事態措置」追加実施

四月十三日から五月六日まで埼玉県全域に対して、延べ床面積千平米以上の施設使用の停止及びイベントの開催停止の協力願。保育所・高齢者等の支援施設の継続の願。インフラ事業者・生活必需品関連産業の事業継続の願。

神社本庁の対応

令和二年二月二十八日附、事務連絡

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和二年三月二日・三日から四月八日までの諸会議は延期若しくは中止。

令和二年三月二十六日附、総務発第一九号

三月二十五日の小池百合子東京都知事より発せられた、新型コロナウイルス感染症の「感染爆発の重大危機」に伴う自宅勤務及び外出自粛要請を受けて、三月二十六日より三月二十八日まで、本庁職員の自宅勤務。

令和二年三月二十八日附、総務発第二〇号の二

三月二十七日の東京都知事による自宅勤務及び外出自粛の継続要請を受けて、三月三十日より四月四日まで、本庁職員は在宅勤務継続。令和二年三月二十八日附、総務発第二一号

本庁職員の在宅勤務期間中、各神社庁からの照会等について、緊急性の高いものを優先に処理がなされる。

令和二年四月四日附、総務発第二三号の二

平日の自宅勤務と外出自粛の要請を受けて四月六日より十一日まで、本庁職員の在宅勤務継続。

令和二年四月八日附、総務発第二四号

全国の神社庁に対し、新型コロナウイルス感染症予防のため、役職員の健康管理と共に、臨時庁務態勢について、検討が促された。

令和二年四月十日附、総務発第二三三号の二

四月十三日より五月六日まで、本庁職員の在宅勤務延長。

埼玉県神社庁の対応

二月二十八日の神社本庁からの事務連絡以降、予定していた三月三日の「教養研修会」、同日の「憲法フォーラム」、三月二十八日の「神主さんと神社を学ぼう！」などを中止した。さらに四月七日の政府の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発令に伴い、左記の「新型コロナウイルス感染症の対応について」を管内神社宮司に送付した。

令和二年四月八日

埼玉県神社庁長 中山高嶺

新型コロナウイルス感染症の対応について

標記の件につきまして、今般政府より法律に基づく緊急事態宣言が発令されました。神社によっては判断出来かねる事情も発生していることかと存じます。当庁として具体的な対応策を示し、最終的には各社でご検討ご判断戴きたく存じます。信仰に関わる内容も御座いますので、慎重に対応して戴きます様重ねてお願い申し上げます。

記

一、感染防止策の徹底

- (1) 徹底した手洗い及びうがいの励行
- (2) 咳エチケットの徹底
- (3) 関連情報の把握

※県内における感染動向、対応指針等については、報道の他埼玉県の特設サイトを参照して動向の把握に努めて下さい。

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://saitama.stopcovid.jp/>

一、不要不急の外出の自粛 神社運営上の対応策事例

- (1) 手水舎の柄杓の他、多くの参拝者が手に触れる物の一時撤去（若しくは張り紙による注意喚起）
 - (2) 神職や神社職員によるマスク着用（社頭における）
 - (3) 御祈禱時のマスク着用の呼び掛け
 - (4) 各社における役員会・総代会等の会議開催方法の工夫
- ①時間の短縮。長時間（一時間以上）にわたる場合は、途中休憩及び換気の実施

②開催する場合は、手洗い・アルコール消毒・マスク着用など感染防止策の徹底

③会議開催を中止し、文書等での意見集約 一、祭典の執行について

埼玉県においても集団感染のリスクを高める「密閉」「密集」「密接」の三条件が同時に重なる事を回避する指針などが示されております。今後の祭典につきましましては、次の点を念頭に置き早めに対応されることをお勧めいたします。

(1) 参列者の制限について

氏子及び崇敬者への恒例の祭典案内または参列につきましては、社殿や祈願殿等の換気状況も踏まえつつ密集状態にならない様、また参列に不安を覚える方にも柔軟に対応して戴ける様ご案内に努めて下さい。尚、感染防止への環境整備が難しいと判断される場合は、参列の受け入れに制限を設ける事などもご検討願います。

(2) 直会の縮小などの検討について

屋内での飲酒を伴う直会は、集団感染のリスクを高める事になります。しかしながら、神事の一環である事も踏まえ、持ち帰りなどの対応をご検討願います。

(3) 神輿渡御などの神賑行事について

神輿渡御などの神賑行事は、人が密集することで祭礼行事参加者の感染リスクが高くなりますので、当分の間は神賑行事の形態の変更や自粛等の措置も止むを得ないものと思料します。

また、外出自粛も呼び掛けられていますので、境内や浴道などでの見物人の感染リスクも考慮して適切に対応願います。

(4) 祭礼時の露店等について

露店等の出店により不特定多数が境内や周辺に参集します。密閉空間ではありませんが大勢の人が参集する以上、直接の接触や飛沫による感染の可能性が高くなります。関係各所にて話し合いをされ、出店を見合わせるなど、ご検討願います。

一、神職・神社職員及び神職家族に感染者が出た場合

感染拡大を防止するべく隠さず公表し、速やかに神社庁へも連絡して下さい。

風評被害を回避すべく、別紙の通りお知らせの例文をお示し致しますので、対策を講じている姿勢を示して下さい。

法人運営に関わる事項であるので、各社の役員と相談すべきであります。しかし、神社の運営方法など一概にいえないこともあるので、各社にて判断の上対策を講じて下さい。

一、埼玉県神社庁の運営体制の一時変更

- (1) 開庁時間を午前十時、閉庁時間を午後四時とする。（土日・祝日を除く）
- (2) 職員は在庁勤務と在宅勤務とのシフト制勤務とする。テレワークのシステムを導入済。
- (3) 会議・会合については、中止か延期、若しくは書面決裁とする。またウェブシステムを用いた会議の開催等の導入を検討する。
- (4) 外郭団体及び関係団体の庁舎使用を中止とする。
- (5) 期間は、六月末日までとする。但し、状況によっては期間延長及び対応強化を図る。

一、最後に

神社は古来より、その時代に流行る疫病の退散や自然現象による災害など、所謂「災厄」を祓い、鎮静祈願をし人々の気持ちを救い癒して参りました。日々参拝される氏子崇敬者も、この事態の早い収束を祈願されています。今後、防止策をとりつつも、只管に収束に向かう事を願ひ、元の生活に戻る様祈り続ける事が、我々神職の使命であると思ひます。慌てず、過剰に恐れず、冷静に判断され、貴社にとって適切な対応をして戴きます様、切にお願い申し上げます。

以上

神社実務研修会

「キャッシュレス時代における神社のこれからを考える」を終えて

新渡戸 常 英

二月二十日、東京都千代田区鎮座の神田神社に於いて神社実務研修会を実施しました。今回、一都六県にも募集したことから、県内外から約百名の参加をいただきました。本研修会を県外で行うのは恐らく初めての試みです。今回、神田神社を会場とした理由は二つあります。先ず電子マネーの研修を行う上で神田神社が逸早く交通系電子マネーのSuica決済機を授与所に導入した事です。もう一つは「神田神社創建千三百年記念事業」として伝統と革新をテーマに建設された文化交流館「EDOCO」の施設見学を通して学びたかったからです。

午前中は施設見学会を実施、説明によると建設費は四十五億円、ホールの稼働率は八割と高く普段は見学することも難しいようです。電子マネーの利用については全体の5%で参拝者の反応は概ね良好です。しかし手数料等の問題点もあるようです。神棚や物販の展示物についても参考となり教化の新しい形を垣間見る事が出来ました。

午後からは祭務所地下ホールにおいて、第一講として金融ジャーナリストの岩田昭男先生が「世界のキャッシュレス事情」と題して講演を

行いました。日本でキャッシュレスが広まらなかった原因は、諸外国に比べ偽札も少なく、借金をするのが嫌いな現金主義である事を挙げました。一方で、昨今では官民こぞつてキャッシュレスを推進し、今まで使えなかったお店にも浸透してきました。多くの企業でポイント還元による顧客の囲い込みが熾烈化しているようです。このままキャッシュレス化が進むと現金がなくなり、賽銭をあげる風習が薄れ、神社収入が減ってしまいます。神社に逆風が吹いている現状を挙げ、参拝者が賽銭は必要ないと思わなようにする事が大切だと説明しました。

第二講として武蔵野銀行と千葉銀行の各担当者が電子マネーの仕組みや銀行系の決済サービスの紹介を行いました。また我々が懸念する課税に関しては「キャッシュレス決済により非課税収入が課税収入に変わることはない」「喜捨の心が変わらなければ、課税されない」との考えが一般的であると説明しました。最後にキャッシュレスが進んだ近未来社会の予想映像を流し講演が終了しました。

神社で電子マネー導入の是非はともかく今回の研修は電子マネーとは如何なるものかを理解

する入り口で、入門編です。今後教化委員会では引き続き電子マネーの動向を鑑みながら、税制面や神道教学等の様々な観点から研修を重ね、宗教界と電子マネーの「こころとかたち」の具体的調和を模索しながら議論を深めていきたいと思っております。

(教化委員会教化広報部班長)



社務所のSuica決済機